

事務連絡
令和5年5月11日

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿
各政令指定都市防災担当主管部（局）長 殿
（以下、各地方整備局等経由）
各都道府県下水道主管部長 殿
各政令指定都市下水道主管局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）付 企画官
国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部下水道企画課 企画専門官

「マンホールトイレの整備・運用チェックリスト」の公表について

災害の発生により、水洗トイレが使用できなくなると、衛生環境の悪化のみならず、できるだけトイレに行かなくて済むように水分摂取を控えるなど、脱水症やエコノミークラス症候群などの健康被害につながることを確認されている。被災者の心身の健康を維持するには、早急なトイレ機能の確保が重要である。

マンホールトイレは、災害時に日常で使用している水洗トイレに近い環境を迅速に確保可能であり、また、下水道に接続しているため汲み取りが不要で衛生面でも利点がある。マンホールトイレの整備は、下水道事業を実施している地方公共団体のうち約4割しか取り組んでいない状況にあるため、マンホールトイレの整備を積極的に進めていくことが求められている。一方、マンホールトイレを整備した地方公共団体においても、実際に使用することは少ないため、運用上の課題を把握して改善する機会がなく、発災時に初めて課題と直面している実態もある。

このため国土交通省は、「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン-2021年版-（令和3年3月）」を補完し、実践的なマンホールトイレの整備・運用に関する計画の策定および整備の推進に寄与することを目的として、地方公共団体の実績から得られた課題や改善方法を留意点として整理した「マンホールトイレの整備・運用チェックリスト（令和5年4月）」を作成した。

今後、マンホールトイレの整備・運用を検討する際には、マンホールトイレの配置や空間・設備、運用、片付けまでの一連の業務や留意点など、全体像を把握する上で本資料を参考にされたい。

また、既にマンホールトイレを整備している地方公共団体においても、使用時に必要な対策がとられていない状態とならないよう、より実践的な備えにするための資料として参考にされたい。

各都道府県におかれては、この旨を管内市町村（政令指定都市を除く。）にも周知いただくようお願いする。

○「マンホールトイレの整備・運用チェックリスト（令和5年4月）」

掲載ホームページ：

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001602997.pdf>

○「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン-2021年版-（令和3年3月）」

掲載ホームページ：

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001421328.pdf>

○「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（令和4年4月改定）」

掲載ホームページ：

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204hinanjo_toilet_guideline.pdf

（問い合わせ先）

【マンホールトイレの整備・運用チェックリスト等に関すること】

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課

末久、大森

電話 :03-5253-8427（直通）

【避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインに関すること】

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

伊藤、内田、真鍋、坂本

電話 :03-3501-5191（直通）